

### Ⅲ 「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書の作成

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス！  
贈与により取得した財産などを入力！  
申告書が自動計算され便利に作成！

～「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書の作成手順～

I 生年月日、住所、氏名等を入力し、課税方式などを選択します（58ページ参照）。

II 贈与により取得した財産などを入力します（59～60ページ参照）。

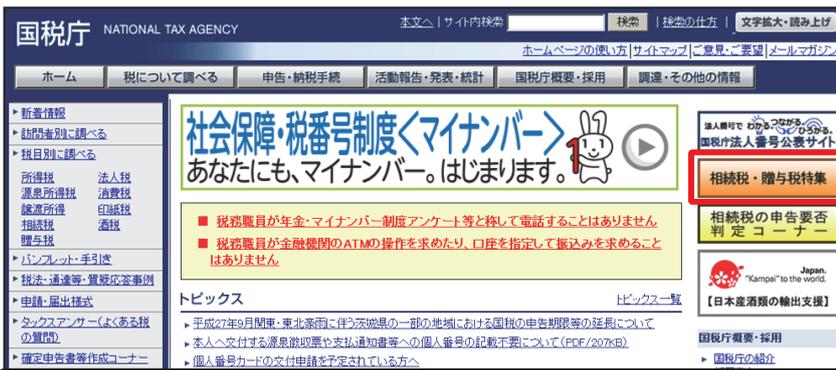
III 印刷して税務署に郵送等で提出又はe-Taxでデータ送信します。

○ 具体的な操作方法等は、次のとおりです。

◇◇◇ 「確定申告書等作成コーナー」へはこちらから ◇◇◇

国税庁ホームページ

※この画面は平成27年10月現在のものです。



国税庁ホームページの「相続税・贈与税特集」ボタンをクリックし、各種様式等に表示されている「確定申告書等作成コーナー（贈与税）」をクリックします。

#### 入力例等

「確定申告書等作成コーナー」の「入力例等」では、事前準備に関する情報やこの冊子の以下の事例について「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成する場合の具体的な入力例を掲載しています。

【事例1・2】 → 「一般の贈与の場合（暦年課税）編」

【事例3】 → 「配偶者控除の特例の適用を受ける場合編」

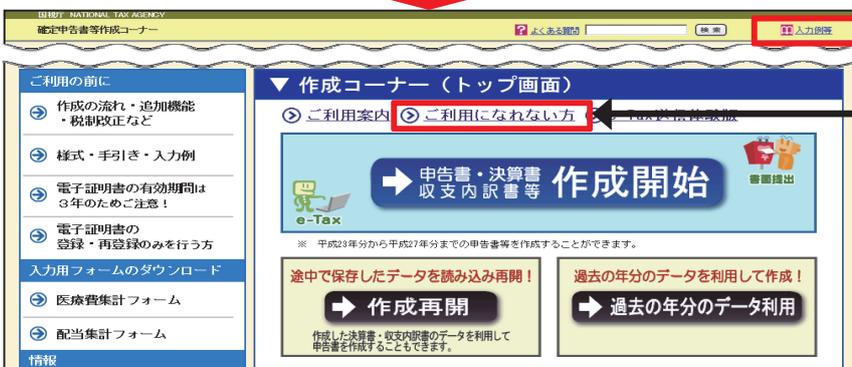
【事例4】 → 「相続時精算課税の適用を受ける場合編」

【事例5・6】 → 「住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合編」

#### ご利用になれない方

相続時精算課税を選択し、特定贈与者が5名以上いる場合や住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の贈与者が3名以上いる場合などは、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の「ご利用になれない方」でご確認ください。



「申告書・決算書・収支内訳書等 作成開始」ボタンをクリックします。

書面提出・e-Taxの選択やパソコン等の環境確認などの画面に順次進みますので、画面の案内に従って入力し、作成する申告書等の選択画面へ進みます。

57ページへ

※ お使いのパソコン等の環境により、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれない場合があります。

## 【入力例】確定申告書等作成コーナーを利用して申告書（暦年課税）を作成する場合

私（38歳）は、平成27年2月27日に父から現金500万円の贈与を受けました。  
「特例税率」（2ページ参照）を適用した暦年課税の申告書を、  
「**確定申告書等作成コーナー**」を利用して作成します。

※ 「確定申告書等作成コーナー」へのアクセス方法については、56ページを参照してください。

## はじめに

### 1 作成する申告書等の選択画面で、贈与税を選択します。

平成27年分 所得税の確定申告書作成コーナー  
所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。  
※ 事業所得や不動産所得がある方は、事前に青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。 **所得税 コーナーへ**

平成27年分 青色申告決算書・収支内訳書作成コーナー  
事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書又は収支内訳書を作成します。 **青色申告決算書・収支内訳書 コーナーへ**

平成27年分 消費税の確定申告書作成コーナー  
個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。 **消費税 コーナーへ**

平成27年分 贈与税の申告書作成コーナー  
財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。 **贈与税 コーナーへ**

この事例では、贈与税の申告書を作成しますので、「**贈与税コーナーへ**」ボタンをクリックしてください。

### 2 贈与税の申告書の作成を開始する前に画面で、利用する作成コーナーの種類を選択します。

**贈与税の申告書作成開始  
(贈与税の申告書作成コーナーへ)**

**土地等の評価明細書作成開始  
(土地等の評価明細書作成コーナーへ)**

この事例では、現金の贈与について贈与税の申告書を作成しますので、「**贈与税の申告書作成開始（贈与税の申告書作成コーナーへ）**」ボタンをクリックしてください。

土地（地目が宅地）の贈与を受けた方で、路線価方式により評価を行うなど、一定の場合に該当する方は、土地等の評価明細書作成コーナーを利用して財産の評価を行うことができます。

### 3 作成開始画面で、住宅取得等資金の非課税の適用の有無を選択します。

住宅取得等資金の非課税の適用を受けない方はこちら

**贈与税申告書作成開始  
(非課税の適用を受けない場合)**

住宅取得等資金の非課税の適用を受けない平成27年分の贈与税申告書の入力を始めます。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける方はこちら

**住宅取得等資金の非課税の適用**

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける平成27年分の贈与税申告書の入力を始めます。

この事例では、住宅取得等資金の非課税の適用を受けませんので、「**贈与税申告書作成開始（非課税の適用を受けない場合）**」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けない財産がある場合であっても「**住宅取得等資金の非課税の適用**」ボタンをクリックします。

# I 生年月日、住所、氏名等を入力し、課税方式などを選択します。

## 1 生年月日等の入力画面で、生年月日等を入力し、入力終了(次へ) > をクリックします。

**提出方法の選択**

作成する申告書等の提出方法を選択してください。

**【必須】**

e-Taxにより税務署に提出する。  
 印刷して税務署に提出する。

※ e-Taxにより申告書等を送信するためには、事前に手続や利用環境などの準備が必要です。

---

**生年月日**

生年月日 **【必須】**  年  月  日

---

**住所、氏名等**

※ 所得税等で納税地の届出をされている方は、こちらをご参照ください。

1 郵便番号 【必須】  
※ 「住所検索」ボタンをクリックすると入力した郵便番号から確認できる住所、都道府県名及び税務署名が自動的に入力されます。  
※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらをご参照ください。

2 住所 【必須】  
※ 郵便番号から検索できなかった方は、「市区町村選択」ボタンをクリックして都道府県市区町村を選択してください。  
※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらをご参照ください。

3 申告書等を提出する税務署名 【必須】  
 税務署の所在地及び管轄区域

4 あなた(財産を取得した方)の氏名 フリガナ 【必須】

5 あなた(財産を取得した方)の氏名 漢字 【必須】

6 職業

7 電話番号

< 戻る      入力内容をクリア      **入力終了(次へ) >**

作成する申告書等の提出方法を選択してください。

申告される方(財産を取得した方)の生年月日を入力してください。  
 入力した生年月日により、平成27年1月1日において20歳以上か判定します。

申告される方(財産を取得した方)の住所を入力してください。  
 なお、郵便番号を入力の上、「住所検索」をクリックすると住所欄に対応する住所が表示されます。  
 また、「市区町村選択」をクリックして都道府県から市区町村を選択することもできます。

申告書等を提出する税務署を選択してください。  
 なお、「住所検索」から住所を入力した場合には自動で表示されますので、表示された申告書等を提出する税務署を確認してください。

申告される方(財産を取得した方)の氏名(フリガナ・漢字)、職業及び電話番号を入力してください。

入力が終わったら、「入力終了(次へ) >」をクリックしてください。

## 2 取得財産の入力画面で、課税方式などを選択します。

**画面提出**

**取得財産の入力**

下のボタンの中から該当するものをクリックして、画面の案内に従って、入力を開始してください(入力が終了した項目については入力結果表がそれぞれ表示されます)。  
 該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で他の項目を選択して入力することができます。  
 取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。

**一般の贈与 (基礎控除額 110万円)** 一般の贈与(暦年課税)の財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

**配偶者控除の適用を受ける財産 (配偶者控除額 最高2,000万円)** 配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

**相続時精算課税の適用を受ける財産 (特別控除額 最高2,500万円)** 相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合には取り除くことができます。  
 なお、贈与税の申告書を申告書の提出期間の経過後に提出される方はこちら

差引税額のみを入力をされる方はこちら

< 戻る(生年月日等の入力へ)      入力データの一時保存(作成を中断する場合)      **入力終了(次へ) >**

この事例では、暦年課税により申告しますので、「一般の贈与(基礎控除額110万円)」ボタンをクリックしてください。

贈与税の配偶者控除の特例(61ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、「配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円)」ボタンをクリックします。

相続時精算課税(4ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、「相続時精算課税の適用を受ける財産(特別控除額 最高2,500万円)」ボタンをクリックします。

## II 贈与により取得した財産などを入力します。

① 一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力）画面で、贈与者の氏名や住所などを入力し、**入力終了（次へ）>** をクリックします。

贈与者（財産をあげた方）について入力してください。

(1) 贈与者の氏名 フリガナ **【必須】**

(2) 贈与者の氏名 漢字 **【必須】**

(3) 贈与者の続柄 **【必須】**

(4) 贈与者の生年月日 **【必須】**

(5) 贈与者の住所 **【必須】**

(6) あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系尊属）ですか。

○ はい ○ いいえ

※ 異子縁組により年の途中で贈与者の直系尊属となった方の入力方法については、こちらをご参照ください。

< 戻る      入力内容をクリア      **入力終了（次へ）>**

贈与者（財産をあげた方）の氏名（フリガナ・漢字）、続柄、生年月日及び住所を入力（選択）してください。

選択した続柄により、申告される方（財産を取得した方）の直系尊属か判定します。

入力が終わったら、**入力終了（次へ）>** をクリックしてください。

② 一般の贈与がある方の入力（取得財産の入力）画面で、贈与により取得した財産の種類や金額などを入力し、**入力終了（次へ）>** をクリックします。

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日 **【必須】** 平成27年 2月 27日

(2) 贈与を受けた財産の種類 **【必須】** ① 種類 現金、預貯金等

(3) 贈与を受けた財産の細目 **【必須】** ② 細目 現金、預貯金等

(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は銘柄、名称等 **【必須】** ③ 利用区分 現金

(5) 財産の所在地 **【必須】** [全角40文字以内] 東京都千代田区〇〇町1-1-1

2 不動産、株式等の贈与を受けた場合には次の項目を入力してください。

計算ボタンを押すと、3の【財産の価額】に反映されます。

財産の数量（㎡、株数等） **【必須】** [10桁以内] (㎡、株数等)

持分割合 **【必須】** [各桁以内] /

財産の単価（路線価方式の土地の1㎡当たり、株式の1株当たり） **【必須】** [10桁以内] 円 **計算**

固定資産税評価額 **【必須】** [10桁以内] 円

持分割合 **【必須】** [各桁以内] /

固定資産税評価額に掛ける倍数 **【必須】** [4桁以内] 倍 **計算**

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

財産の価額 **【必須】** [10桁以内] 5,000,000 円

※ 贈与者の情報を変更せず、財産を追加する場合は、「財産の追加」ボタンをクリックしてください。

< 戻る      入力内容をクリア      **入力終了（次へ）>**

贈与により財産を取得した日を入力してください。

贈与により取得した財産の①種類、②細目、③利用区分又は銘柄、名称等を選択してください。

この事例では、贈与により取得した財産は現金ですので、①種類、②細目については「現金、預貯金等」を選択し、③利用区分又は銘柄、名称等については「現金」を選択します。

贈与により取得した財産の所在地を入力してください。

なお、財産の所在地が国外である場合には、チェックボックスをチェックします。

贈与により取得した財産が不動産、株式等である場合には、数量や単価などを入力し、**計算** をクリックすることにより、「財産の価額」欄に計算結果を表示させることができます。

贈与により取得した財産の価額を入力してください。

同じ贈与者からほかにも財産の贈与を受けている場合には、**財産の追加** をクリックし、同様の操作により取得した財産の入力を行ってください。

入力が終わったら、**入力終了（次へ）>** をクリックしてください。

### 3 取得財産の入力画面で、入力内容を確認します。

書面提出

#### 取得財産の入力

当画面の入力例

入力内容を確認してください。  
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力終了時点で、他の項目を選択して入力することができます。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与の入力結果表

No	贈与者	財産区分	取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	国税 一郎	特別贈与財産	現金 預貯金等 現金 預貯金等	平成27年 2月 27日 5,000,000円	修正	削除
2						
3						

贈与者を追加する

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

配偶者控除の適用を受ける財産  
(配偶者控除額 最高2,000万円)

相続時精算課税の適用を受ける財産  
(特別控除額 最高2,500万円)

配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期(期)内に提出した場合には控除することができます。  
なお、贈与税の申告書を申告書の提出期間の経過後に提出される方はご留意ください。

< 戻る(生年月日等の入力へ) >    入力データの一時保存(作成を中断する場合は) >    **入力終了(次へ) >**

59ページの①及び②の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。

なお、「修正」又は「削除」をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

他の贈与者から贈与により取得した財産で、暦年課税の適用を受けるものがある場合には、「贈与者を追加する」をクリックすることにより、59ページの①及び②の画面が表示されますので、同様の操作により入力を行ってください。

配偶者控除の特例の適用を受ける財産を追加する場合には、「配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円)」をクリックします。

相続時精算課税の適用を受ける財産を追加する場合には、「相続時精算課税の適用を受ける財産(特別控除額 最高2,500万円)」をクリックします。

確認が終わったら、「入力終了(次へ) >」をクリックしてください。

### 4 贈与税額計算結果表示画面で、入力漏れがないか確認します。

書面提出

#### 贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。  
暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額」の入力ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額
現金 預貯金等 / 現金 預貯金等 / 現金	平成27年 2月 27日 5,000,000円
特別贈与財産	
特別贈与財産の価額の合計額	(1) 5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額	(2) 円
配偶者控除額	(3) 円
暦年課税分の課税価格の合計額	(4) 5,000,000円
基礎控除額	(5) 1,100,000円
(5)の控除後の課税価格	(6) 3,900,000円
(6)に対する税額	(7) 485,000円

計算結果の確認

課税価格の合計額	(13) 5,000,000円
差し引税額の合計額	(14) 485,000円
農地等納税猶予税額	(15) 円
株式等納税猶予税額	(16) 円
医療法人持分納税猶予税額	(17) 円
申告期限までに納付すべき税額	(18) 485,000円

あなたが平成28年3月15日(火)までに納付すべき平成27年分の贈与税額は  
485,000円 となります。

納付方法については、よくある質問をご覧ください。

【ご注意ください】  
「特別税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の「(6)の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、贈与税の申告書の(ほか)に、「受贈者の戸籍の謄本又は抄本」その他の書類で、受贈者の氏名、生年月日及び贈与者が受贈者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

< 戻る >    入力データの一時保存(作成を中断する場合は) >    **申告書等作成終了(次へ) >**

贈与により取得した財産について表示がされているか確認してください。

入力した金額等が誤っている場合又は入力未済となっているものがある場合には、「< 戻る」をクリックすると、このページの③の画面に戻りますので、訂正入力等を行ってください。

「計算結果の確認」をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。

この事例では、「特別税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

「特別税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の「(5)の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、申告される方(財産を取得した方)の戸籍謄本等(2ページ参照)を提出する必要がありますので、ご注意ください。

確認が終わったら、「申告書等作成終了(次へ) >」をクリックしてください。

Ⅲ 画面の案内に従って操作を進めます。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。